

## 東栄町空き家等情報活用制度要綱

### (趣旨)

第一条 この要綱は、東栄町における空き家等の有効活用を通して、東栄町民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、東栄町空き家等情報活用制度について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### 一 空き家等

空き家、空き店舗、空き事業所、空き事務所、空き工場及びその敷地(空き家等となる予定となるものを含む)をいう。

#### 二 空き家等情報活用システム

東栄町に存する空き家等及び東栄町への定住等を目的として空き家等の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)の登録を通して、空き家等登録者及び利用登録者に対してあつせんを行うシステムをいう。

#### 三 所有者等

当該空き家等に係る所有権、又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

#### 四 あつせん

空き家等及び利用希望者に関する情報で、空き家等登録者、又は利用登録者に対して有用なものを提供することをいう。

### (適用上の注意)

第三条 この要綱は、空き家等情報活用制度以外による空き家等の取引を規制するものではない。

### (空き家等情報の収集)

第四条 町長は、空き家等情報の収集に努めなければならない。

### (空き家等の登録申込み等)

第五条 空き家等情報活用システムによる空き家等に関する登録を受けようとする所有者等(以下「申込者」という。)は、東栄町空き家等登録申請書(様式第一号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあつたときは、その内容等を確認の上空き家等情報活用システムの「空き家等データベース」に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定により登録したときは、その旨を当該申込者に通知するものとする。

4 町長は、第二項の規定により登録していない空き家等で、空き家等情報活用制度によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家等に係る登録事項の変更の届出)

第六条 前条第三項の規定による登録の通知を受けた申込者(以下 空き家等登録者)という。)は、当該登録事項に変更があつたときは、遅延なくその旨を町長に届け出なければならない。

(空き家等データベースの登録の抹消)

第七条 町長は、当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があつたとき、又は空き家等データベースの登録抹消の届出があつたときは、当該空き家等データベースの登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家等登録者に通知するものとする。

(利用希望者の登録の申込み等)

第八条 空き家等情報活用システムによる利用希望者に関する登録を受けようとする者(以下 利用申込者)という。)は、東栄町空き家等利用登録申込書(様式第二号)及び誓約書(様式第二号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあつたときは、次の各号のいずれかに該当している者を東栄町空き家等情報活用システムの 利用希望者データベースに登録するものとする。

一 空き家等に定住し、又は定期的に滞在して、地区の活動に積極的に参加することともに、よき地域住民として生活しようとする者

二 その他、町長が適当と認めた者

3 町長は、前項の規定により登録したときは、その旨を当該利用申込者に通知するものとする。

(利用登録者に係る登録事項の変更の届出)

第九条 前条第三項の規定による登録の通知を受けた利用申込者(以下 利用登録者)という。)は、当該登録事項に変更があつたときは、遅延なくその旨を町長に届け出なければならない。

(利用希望者データベースの登録の抹消)

第十条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者データベースの登録を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

一 空き家等の利用の目的等が第八条第二項各号の規定に該当しないこととなつたとき

二 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は居住地域を害するおそれがあると認められたとき

三 申込内容に虚偽があつたとき

四 利用希望者データベースの登録抹消の届出があつたとき

五 その他町長が適当でないと思つたとき

(あつせん等)

第十一条 町長は必要に応じて、空き家等登録者及び空き家等利用希望登録者に対して、登録台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

2 町長は、空き家等登録者及び空き家等利用希望登録者に対して、空き家等に關する交渉ならびに賃貸借契約及び売買契約については、直接これに關与しない。

3 契約後のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報保護)

第十二条 第五条第二項及び第八条第二項の規定による、登録台帳に保有する個人情報取扱いについては、東栄町個人情報保護条例に定めるところによる。

(その他)

第十三条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成十八年十二月一日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現になされている空き家登録及び空き家利用希望登録については、この要綱の規定による空き家登録及び空き家利用希望登録とみなす。

3 この要綱は、平成二十三年十一月十五日から施行する。

4 この要綱は、令和元年六月一日から施行する。